

建設工事に係る補助事業遂行に当たっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続の透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されており、特に建設工事契約手続等について適正化及び透明性が求められているところであります。

各補助事業者におかれましては、補助金等の使用手続の透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続により補助事業を遂行されているところでありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、「別紙」の事項に留意しつつ建設工事に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）及び「補助金等の再点検等について」（抄）（別紙1）

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱又は交付決定通知書において「補助事業遂行に当たっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところであります。

以下、適正な契約手続等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

(1) 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業に係る契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならない、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数者から見積りを徴するなどにより経済的な金額で契約すること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考] 国における契約手続き（別紙2）

(2) 入札結果等の公表について

国における建設工事契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事に関する透明性、客観性が求められていることから行われているものです。補助金についても税金が使用されており、その用途及び使用方法の透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、国における建設工事契約の場合と同様に、補助事業に係る建設工事契約の入札結果を公表することが必要であります。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・ 競争による契約を行った場合には、全入札者名及びその入札金額
 - ・ 競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額
- ② 公表の時期

契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表

③ 公表の期間

契約を行った年度及び翌年度

④ 公表の場所等

補助事業者の施設内において閲覧

[参考] 国における入札結果等の公表（別紙3）

(3) 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、原則として、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止の取扱を認識するとともに、このことについて契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

① 一括下請けについては、建設業法において原則として禁止されていること

② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要があること。

③ 上記①及び②について契約書に明記すること

[参考] 建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（別紙4）

- ・ 「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）（抄）

1 補助金等の再点検等について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行うとともに、各々の補助金等の実情に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・ 「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）（抄）

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法（抄）

昭和二十二年三月三十一日

（法律第三十五号）

〔契約方式〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令（抄）

昭和二十二年四月三十日

（勅令第百六十五号）

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

（見積書の徴取）

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるるときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

○建設工事等に係る入札結果等の公表について（概略）

入札結果等については、従来、建設工事のうち指名競争に付したものについて行ってきたところですが、公共工事に関し一層の透明性・客観性が求められている現状に鑑み、今般、建設工事及び設計管理業務について、一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合のいずれの場合においても、入札結果等を公表することとし、平成6年6月1日以降公告又は指名の通知を行い若しくは随意契約により契約を締結するものについて、下記により実施することとする。

記

1 公表の対象

建設工事、設計管理業務及び測量業務とする。

2 公表の内容

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

入札者指名及び各入札者の各回の入札金額

(2) 随意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額

3 公表の時期

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

落札者の決定後又は契約の相手及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

様式1により閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

様式2により閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の指名、住所等必要事項を記入させるものとする。

様式2

随 意 契 約 結 果 書

工 事 等 名	
契約の相手方	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	

○建設業法（抄）

昭和二十四年五月二十四日
法律第百号

（一括下請負の禁止）

- 第二十二條 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- 3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

○国における一括下請け禁止条項（例）

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。